

〔資 料〕

昭和女子大学光葉博物館所蔵  
「弁護士の法服」について

安 蔵 裕 子

Lawyer's Robe and Cap in the Collection of the Koyo Museum,  
Showa Women's University

Yuko Anzo

**Abstract**

The Koyo Museum of Showa Women's university houses a lawyer's robe and cap tagged "Lawyer's robe and cap used around the 10th year of the Showa Period". This paper introduces images of the garments and records details pertaining to them, explains the history of the Japanese modern court dress, and explores the symbolic function of professional uniforms.

In 1890 the Empire of Japan prescribed a law that required judges, public prosecutors, and lawyers to wear uniform court dress while at court. Three years later, in 1893, a Ministry of Justice Ordinance specified the lawyers' robes and caps. The materials owned by the museum are identical with this description. These garments continued to be worn until new rules were made in 1947.

Preceding studies have shown that, in designing the original garments, then Minister of Justice Akiyoshi Yamada researched the garments worn in the courts of Western countries that honored the classical style, and that taking this knowledge into account, Mayori Kurokawa, who was well versed in Japanese ancient court practices and a historian of costume, designed garments for Japanese courts.

The material of the robe is black with fly front, with white embroidery around the neck and in the front which signify that this was for lawyers, and in the bottom, both sides are pleated offering an example of how oriental and western design are mixed. The black cap is inspired by that of Nara period, a style that originated in the Tang Dynasty in China.

*Key words:* lawyer's robe (弁護士の法服), Constitution of the Empire of Japan (大日本帝国憲法), The Act of the Constitution of Courts (裁判所構成法), Ministry of Justice Ordinance (司法省令), design (デザイン), symbolic function (象徴機能), oriental and western style (東洋風と西洋風様式)

## はじめに

昭和女子大学光葉博物館には、「昭和 10 年頃の弁護士服と帽」と記録された服飾資料が収蔵されている。この資料は、その形態的特徴や刺繍された文様から見て、日本の旧憲法下の裁判所構成法制定（明治 23 年（1890）2 月 10 日公布）にともない法廷での着用が定められた服装のうち、「弁護士職服」に違いない。判事・検事・裁判所書記の制服は、明治 23 年 10 月 22 日勅令によるものであり、弁護士職服は、3 年後の明治 26 年（1893）4 月 5 日、司法省令によって規定され施行されたものである（図 1・表 1）。

これまでの研究によれば、これら法服（以下 旧法服）のデザイン採用の背景には、法服制定当時の司法大臣山田顕義（1844～1892）が諸外国の古典的な性格を重んじる法服の在り方を参考にしたこと、具体的には日本風俗史・有職故実研究者の黒川真頼（1829～1906）の考証によって考案されたことなどが伝えられている<sup>註1</sup>。また、それより以前、明治 22 年 2 月に開校した東京美術学校の教職員と生徒の制服を、学校創設に貢献した岡倉天心（1863～1913）が中心となって定めたことが知られており、このデザインもまた黒川真頼が行ったという。さらに、法廷における法服と東京美術学校の制服のデザインは、ともに奈良時代の官服のスタイルを基本としていると考えられている<sup>註2</sup>。当時、これらの着装は、国家的な枠組みの中で推進されていた大礼服をはじめとする制服の洋装化とは全く逆行する古典的で特異なデザインであったため、着用者も周辺の者たちも、多くは受け入れ難いものであった、という実情が今日に語り継がれている。その古典的な服装の表現とその制度化は、国粹主義的思想の反映としても捉えられ<sup>註3</sup>、時代の変革の中で行われた新奇で話題性に富んだ事象であったように思われる。旧法服は、昭和 22 年（1947）の新制度によって廃止され、新たに裁判官、裁判所書記官の制服が定められ、弁護士はバッジの着用のみとなったのである。

本稿では、旧法服がどのような造形要素によって考案されたものか、そのデザインの背景や源泉について明らかにすることを目的とし、資料紹介を含めて昭和女子大学光葉博物館所蔵の弁護士職服の作例（以下 本資料）を造形的な側面から注目する。本資料の基本的データを整理・保存するため、先行論考に用いられた史料の確認とともに、旧法服制定当時の新聞記事を検索して考察の背景としているが、資料の特性に関する具体的な考察は、主に本資料の観察と実測図作成によって得た知見によるものである。

引用文は史料的价值を優先するためなるべく原文のままとしたが、旧字体は概ね新字体にした。明らかな誤記は改めた。

### 1. 旧法服の制式

旧法服において、上衣・帽ともに基本形態が共通する判事・検事・裁判所書記制服及び弁護士職服の制式（明治 23 年の勅令第 260 号、明治 26 年の司法省令第 4 号）をとりまとめて作表し、表 1 に示した。弁護士職服が判事・検事と異なるのは上衣の「飾」である。他の法服は色糸を用いた刺繍が施されているのに対し、弁護士職服は白糸が用いられている。刺繍の「飾」は、判事・検事が唐草および桐花であるのに対し、後者は唐草のみである。なお、各法令には、それぞれの制式雛形図が示されているが、本稿では図 1 に弁護士職服のみを示した。

表1 判事・検事・書記制服及び弁護士職服の制式

判事・検事・書記制服表は、勅令第260号（明治23年10月）による  
 弁護士職服表は、司法省令第4号（明治26年4月5日）による

●判事制服表					
種目	裁判所別		大審院判事	控訴院判事	地方裁判所 ・区裁判所 判事
	上衣	地質		黒地	同左
飾			桐花七箇 及唐草 深紫	桐花五箇 及唐草 深紫	桐花三箇 及唐草 深紫
帽	地質		黒地	同左	同左
	飾		雲紋	同左	同左
●検事制服表					
種目	裁判所別		大審院検事	控訴院検事	地方裁判所 ・区裁判所 検事
	上衣	地質		黒地	同左
飾			桐花七箇 及唐草 深緋	桐花五箇 及唐草 深緋	桐花三箇 及唐草 深緋
帽	地質		黒地	同左	同左
	飾		雲紋	同左	同左
●裁判所書記制服表					
上衣	地質		黒地		
	襟飾		唐草 深緑		
帽	地質		黒地		
●弁護士職服表					
上衣	地色		黒		
	飾		唐草 白絲を以て縫着す		
帽	地色		黒		
	飾		雲紋 黒絲を以て縫着す		

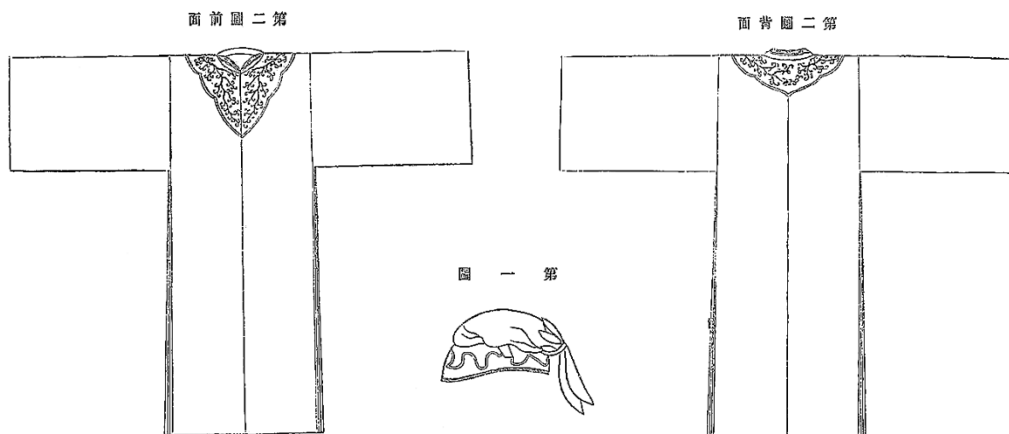


図1 司法省令第4号（明治26年4月5日）弁護士職服制式の雛形図

## 2. 本資料の形態と装飾等の概要

以下は、上衣と帽を概観するものである。

生地は上衣・帽ともに制式の通り黒色で、無紋のデシン風絹地が使用されている。



写真1 光葉博物館所蔵弁護士職服 上衣 前面



写真2 光葉博物館所蔵弁護士職服 帽

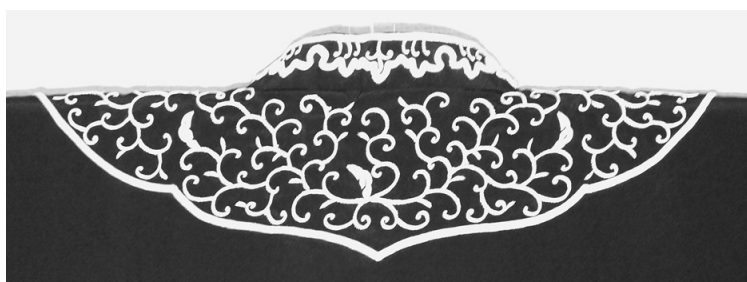


写真3 光葉博物館所蔵弁護士職服 上衣 背面

### 1 上衣（写真1）

#### 1) 形態と構造

- ① 直線裁ち平面構成で、縫製はミシンによる。背中心は、くびれのない直線で、背縫い代は折り目である。
- ② 襟は角に丸みを形成した縦襟で、右前開きである。
- ③ 前中心は比翼仕立ての隠しボタンで開閉する。ボタンホールは手縫い。
- ④ 袖は広袖で丸みは無い。
- ⑤ 肩山・袖山に縫合は無く、わである。
- ⑥ 両袖下脇は襜（マチ）4枚で襞（プリーツ）が形成されている。

#### 2) 装飾（写真1・3）

- ① 襟・胸・背面肩に白糸による刺繍が施されている。

三ツ組みのコードによって曲線の区画が枠取られ、白糸刺繍の唐草文が充填。技法はアウトラインステッチとサテンステッチである。

## 2 帽（写真2）

### 1) 形態と構造

- ① 上部と下部を合わせた丸み、膨みのある立体構成である。  
内部は縹子地、皮革を用い、放射状に折り畳んだ構造で被る際に広がって立体を成す。
- ② 別仕立ての纓（脚）が結び垂れた形状に綴じ付けられている。

### 2) 装飾

- ① 下部側面周囲に黒糸の三ツ組みコードによって雲紋が施されている。

## 3. 新聞に見る旧法服制定に関連する記事

以下は、新聞で報じられた旧法服制定に関わる記事を抽出したものである。

検索した新聞は、明治23年（1890）と明治24年（1891）、明治26年（1893）の東京朝日新聞、読売新聞、東京新報で、制定への段階的な報道内容の中に、法服の外観についての印象や制定についての当時の人々の心情的反応が窺える。なお記事6、9の掲載図の引用は省き、共通する内容については一例に絞った。

### 1. 明治23年5月24日 読売新聞 朝刊 1面

- 司法官等の服制 今や其筋の審議中なりといへる司法官服制のことに付きある人の説を聞くに法官は赤色  
代言人は紫色に定めらるゝが如きも其筋の議は斯る異様の服装を定めらるべしとも思はず尤も曾ては  
古代羅馬希臘の法服に模範を取るとか或る外国の服装に倣ふべしとか云ふもありしが今は去る詮議は絶え  
てなく多分フロックコートと一定なるならんといふ

### 2. 明治23年10月7日 東京新報 朝刊 5面

- 判事の服制 に就き司法省内に二派の議論あり甲（山田派一名古典派）は聖徳太子の着用せし如き古代の  
官服にて目下美術学校教師の着用するが如きものを以て制服とせんとし乙（箕作派即ち仏国法律派）は判  
事の訴訟審問中は目下用ゆる通常礼服を以て制服とし宣告言渡等には大礼服を着用して尊厳に言渡すこそ  
然るべけれと論じ賛成者は後説に多きやに聞けり

### 3. 明治23年10月10日 東京朝日新聞 朝刊 2面

- 折衷衣冠 裁判所構成法実施に付新たに法官の服制を定むるの内議あり司法省にては其道の故実家に諮  
問して其雛形を作らしめたる由にて既に其雛形も出来に及びたれば尚詮議の上或は之を採用せらるゝに至  
るべしと云ふ今その雛形を聞くに法官の服制は素法庭の威厳を保るを目的とする者なれば西洋にても夫々別  
に其服制あり彼の僧官の衣めかしき古代の服を用ふるをなるが如何に西洋凝りの新法典実施の場合なれば  
とて真逆に其形を其儘採用するも乙ならざれば寧ろ我国古代の服制に依り一種の新衣冠を拵らへたる方宜  
かるべしとの事にて即ち古へ奈良の朝に唐の形に拠て定めたる衣冠の制を折衷し一寸言はゞ美術学校生徒  
の服を黒色にした様なものにせしといふ然れば其直衣とも付かず装束とも付かぬ一種の衣冠を着けて大法  
案の前に坐したる所は宛ら閻羅大王の尊貌を現じて彼威厳を保つには至極妙なるべしと云ふもあればイヤ  
足下の如き美髯あるものは如何にも閻羅大王の尊貌を現じて威厳を保つに甚だ妙なれども余の如き容貌の  
不景気なるものは或は三河万歳と間違はるゝの恐れあり余り法庭を茶かす様に見えて悪かるべしと評する  
法官もありて兎角その部内に評論の絶えざる有様なりとぞ
- 服制 議院規則にはフロックコート新法庭には折衷衣冠、曲尺にかゝる浮世や菊の花世はだん／＼と窮  
屈袋になり来りぬ

#### 4. 明治 23 年 10 月 24 日 東京朝日新聞 朝刊 1 面

○法官の制服 法官の服制一定の議其筋に起り美術学校に諮りて古代の服制を調べ聖徳太子の服制を作りたるよしはかねて聞く所なりしが昨日愈々勅令第二百六十号を以て発表されたり其図即ち左の如し尤も是は大審院判事の制服にて地は黒地飾は深紫にて桐花七個と唐草を縫ひたるもの。帽も亦黒地に雲紋あるものなるが其他の判事も同じ形同じ色なれど只控訴院判事服の飾に用ふる桐花は五個。地方裁判所及び区裁判所判事服の桐花は三個なり又検事の制服も地質其他とも総て同様なれど飾は深緋にて縫ふ又書記の制服も同じ形同じ色なれど右の如く胸より背に掛けたる飾はなく只唐草を浮緑にて縫ひたる襟飾あり帽子も同じ形同じ色なれど雲紋の飾はなく又裁判所によりて区別することなし法官のお召物先づ以て右のごとく異様に出来したるが執達吏の制服丈は流石お仲間に入らず普通の洋服にて例へば巡査服の如きものなり尤も以上の制服を用ふるは何れも今直ちにといふ訳には非ず本年十二月三十一日迄はフロックコート又は羽織袴を以て之に代用することを得る筈なり

#### 5. 明治 23 年 10 月 24 日 東京朝日新聞 朝刊 2 面

○法官服制の制定

裁判官検察官等の服制を一定せんとするの議其筋に在りとのことは予て聞きしも真逆に之を事実に見んとは思はざりしに思ひきや一茶話と思ひの外遂に一勅令となりて天降り司法大臣は昨日勅令第二百六十号を以て裁判官検察官書記及び執達吏の服制を定めて公布したり執達吏の服制は普通の洋服我不関焉裁判官、検察官、書記の服制に至りては袍か十徳か抑も外套か吾人殆ど評する能はず

抑も何の必要あり何の理由ありて所謂服制なるものを一定したるものなるぞ羽織袴何が故に不可なるフロックコート何が故に適せざる之を説く者は曰く法官には威厳なかる可らずフロックコート羽織袴是れ普通の衣服にして人民また之れを着するを得以て法官の威厳を保つ所以に非ず歐洲各国法官の如きも或は衣を着するものあり或は鬘を冠るものあり皆通常の服装に異なり我国また一定の服制を創して法官の威厳を保たざる可らずと法官蓋し威厳を存するの要用あらん然れども服制の如何依て以て法官の威厳を保つ所以なるや否や抑も堂々たる法官たるもの其服其帽を借るに非ざれば以て其威厳を保つ能はざる乎

新法典完成、裁判所構成法実施、之と相伴ひて今や其服制を新定す口には新法新律を喋々して身には古代異様の服を着す何等の奇観ぞや

説者は言ふ威厳を保つ所以なりと出庭の民人をして一見失笑せしめずんば即ち可なり

嗚呼服制よ、服制よ、汝何ぞ多情なる先には代議士は日本服を着る可らずといひ今や日本古代の服を参照して之を法官の服制とす亦何等の奇観ぞや

服制又服制、好事、否、規律的制度の度はそれ何れの度に至りて止まんとするや知らず此次は人民の服制乎

#### 6. 明治 23 年 10 月 24 日 読売新聞 朝刊 2 面

○判事、検事、裁判所書記の服制 予て噂ありし裁判官の服制は勅令第二百六十号を以て昨日愈々発表せられたり其の体裁恰も日本服の如く唯其の領口及び胸の合口が洋服に似寄れり地質は判事検事書記とも黒にて大審院以下控訴院地方裁判所等各々飾に差等を見るも其の飾（判事紫、検事緋、書記緑）は猶文官大礼服の飾の如く桐葉並に唐草の模様を施したるものなり帽子も同く新形にして一見するときは大黒頭巾の如く古代聖徳太子の頃行はれたる形に拠れるものなり左図に就て一見せば自から明ならん

#### 7. 明治 23 年 10 月 30 日 東京朝日新聞 朝刊 2 面

○法官の新制衣冠 今回新定の法官衣服は昨今各裁判官より追々新調の注文あり装束師は中々繁昌となれる由なるが右衣冠の代価は上等にて凡そ十五円以下十三円以上（琥珀地）下等五六円（毛縹子）の見当なりといふ

8. 明治24年7月17日 読売新聞 附録

○弁護士の法服 司法省は今年の議会で弁護士法案に修正して提出することに決し居るが今年は多分通過すべき予想なり然るに若し愈よ実施の暁には弁護士の服装も一定せざる可らずとの議司法部内に起り田中大臣もこの説を賛成する方にて此頃其服制を取調中なりと云ふ

9. 明治26年4月6日 東京朝日新聞 朝刊 1面

○弁護士の職服制定 司法大臣は昨日省令第四号を以て弁護士の職服を定めたり即ち略ぼ法官の服の如くにして帽の地色は黒、其飾は黒糸を以て雲紋を縫着し製式第一図の如く上衣も亦地色は黒飾は白糸を以て唐草を縫着し製式第二図の如し

10. 明治26年4月6日 読売新聞 朝刊 1面

○弁護士の職服 昨日司法省令第四号を以て弁護士の職服を定む其服制を見るに帽は黒地に黒糸を以て雲紋を縫着け又上衣は同じく黒地に白糸を以て唐草を縫着けさるものにて其の形司法官の職服と異なるなし

11. 明治26年4月20日 読売新聞 朝刊 2面

○代言人の法服 代言人は来月一日より法庭に出る節は必ず制規の法服を着ることとなりしより三越洋服店、装束師高田茂を始めとし其業の人々は頻に代言人の宅に出入して注文を受くる由又既に注文せし分は紋紗・紋縞・セル地等最も多く中には太織又は紬の類にて製する人もあり代価は上等廿二円より下等八円位にて最も注文多きは十一二円の品なり尤も中には帽子まで添へ四円位にて済ます人もありと

12. [広告] 明治23年10月27日 読売新聞 朝刊 3面

東京駿河町 三越洋服店  
御用被仰 奉願上候  
製造人御用 高田茂  
今般御制定相成候  
法官方御制服御成候  
御用被仰 奉願上候  
東京市麹町区中六番町廿九番地  
高田茂 装束師

裁判官 検事 書記 諸君に告  
今般御制定相成候  
法官方御制服御成候  
御用被仰 奉願上候  
東京市麹町区中六番町廿九番地  
高田茂 装束師

上記には、法服の制定に至る詮議に関する内容も見える。当初は古代ギリシャ、ローマの古典的様式を模範とする考えや外国に倣おうとする意向、フロックコートに定まるとの推測もあった。聖徳太子像の古代官服に倣った美術学校教師の制服に似た様式を推進する「古典派」と、大礼服や通常礼服の着用を進める「仏国法律派」との間で議論があることも伝えている。さらに、我が国古代服制に依る新衣冠を拵えた方が良いとする考えが採用される見通しだが、「奈良の朝に唐の形に拠て定めたる衣冠の制を折衷」した制服は、これを着用すると法廷を茶化す様に見えて「悪かるべし」と敬遠する法官がいるなど議論が絶えないとある。儀礼服や職務服が洋式に定められて行く中、公布された執達吏の服は「普通の洋服」である一方、法服は「異様」、「奇観」と表現している。また法服の体裁は日本服のようで、襟と胸の合わせ方が洋服に似ている、帽子は聖徳太子の頃に行われた形に拠る、と上衣と帽に分けて客観的に説明する記事もある。調進御用は、三越洋服店や有職故実伝承の高田装束師が受け、地質は好みに応じて選択できたことも窺える。

#### 4. 本資料の形態的特性から得た知見と考察

以下に上衣と帽の実測図（図2～5）を示し、形態的特性に絞って述べる。

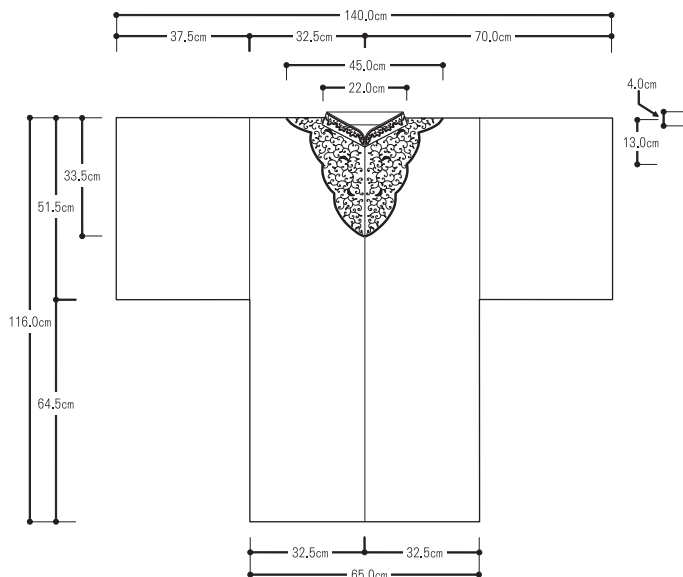


図2 上衣 前身頃

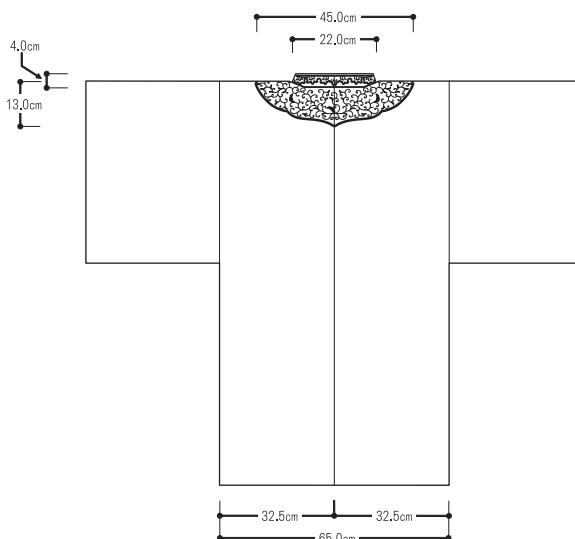


図3 上衣 後身頃

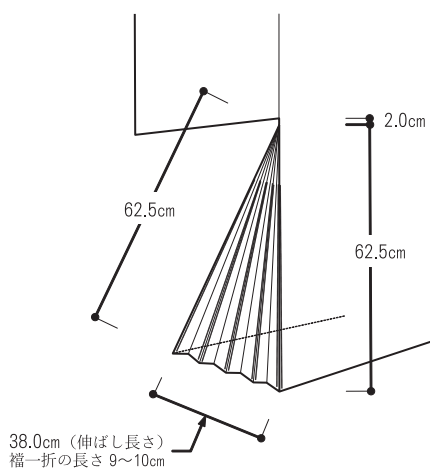


図4 上衣袖下脇の襷

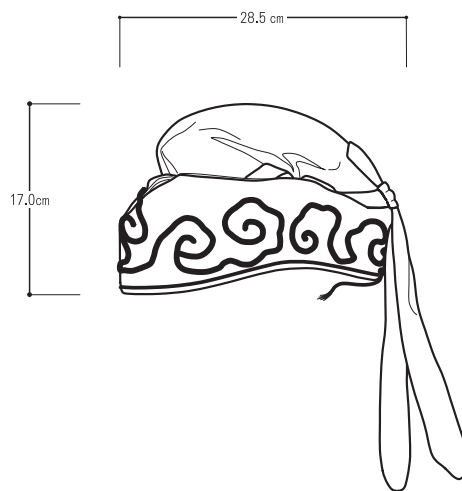


図5 帽（姿図）

##### 1 上衣の形態的特性について（図2～4）

これまで、判事・検事・弁護士の法服が、東京美術学校の制服とともに伝聖徳太子像<sup>註4</sup>の姿を基本としたものであったと伝えられていることは先に述べた。しかし旧法服は、上衣に関していえば、東京美術学校制服とも伝聖徳太子像の着衣とも異なる形態的特性をもっていることは明らかである。



まず明治22年に定められた東京美術学校制服(図6)は、筒袖、襟が盤領(円襟)、身頃は右前に重ね、脇を縫わない鬨腋で、脚衣(袴)を覗かせ、帯を締めやや懐を作る(註2、岩崎氏論文掲載の現存資料他記念写真参照)ことから、確かに「伝聖徳太子像」の着衣に近似している。つまり初唐様式から倣ったいわゆる「養老の衣服令」に見る官吏の朝服(袍袴)の形を基にしたものといえよう。

次に、制定当時の法服の制式(表1)と昭和女子大学光葉博物館所蔵の弁護士職服を参考に、旧法服の特性を以下に列挙する。

① 身幅は広く大袖である。

旧法服は帯のない極めて寛闊な形態であり、伝聖徳太子像の朝服(または袍袴)の着装形態とは異なる。むしろ8世紀から9世紀にかけ、袍がゆとり量を増していった装束の歴史を除外することはできない。

身体を覆い隠す寛闊さや刺繍による装飾の規定からは、人物の個性を抑えつつ地位または身分を、あるいは儀礼的・公的・社会的意義を象徴する服装として捉えることができるであろう。また直線的で平面構成の衣服は、日本の伝統に限らず、例えば西欧古代のチュニック型から発展した宗教服の系統も併せて考えるべきであろう。

② 豎襟、前身頃中心の比翼仕立(ボタンとボタンホールによる明き)は、基本的には洋服の形成方法である。

この豎襟は、明治初年から相次いで制定された男性の大礼服をはじめとする礼装、軍服、職服等の制服が西欧のスタイルに則って行われた豎襟の系列に相違ないと考える。しかし、高位の服に見る硬直した詰襟とは異なり、高さは低めで、襟肩周りは和装仕立ての平坦な作りである。前明きであるがボタンは比翼に隠され、装飾性を含めても簡素な趣がある。

③ 両脇は(袖下から裾まで)閉じている点から「縫腋」といえる。さらに襷を造形した<sup>まち</sup>襷を縫合していることに特徴がある(図4)。

改めて制式雛形図(図1)の他、前述の勅令第260号に明示された判事・検事・書記の制式雛形図を見ると、いずれも両脇の裾への広がり、両身頃の脇線内の3本線によって表現されていることが判る。この描線が襷を簡潔に表記したものと考えるとよいであろう。当時の制式にはこのあたりの詳細な記述が無いため、実在する原資料によってはじめて実態が把握される。

この脇縫いにおける襷表現の源泉について検討するとき、袍とその着装の形態的変遷を把握する必要がある。一例としては、袍の儀礼服化が進む中、縫腋の袍の裾に接がれた襷の両脇で、内側に施されていた寄襷(後に脇から外に出て蟻先となる)の造形(入襷)の存在が想起されるからである。

## 2 帽の形態的特性について(図5)

帽のデザインは、東京美術学校の制服の帽子と同様に中国の隋・唐から倣った幞頭の形状を基本とした漆紗冠を想わせる形状と見てよいのではないだろうか。

幞頭の様式において強調されたデザインの特徴は、後部に垂れる二本の脚(纓、燕尾)にある。こ



図6 東京美術学校制服着装の図  
(明治22年『風俗画報』第4号)

の脚とは、元来は、髻に巾子を被せ、それを裂地で覆う際に結んだ端先が細長く垂れた部分を指し、硬化・軟化などの様式化を経た後に冠の纓となって形式化した。その過程からみても重要なデザイン要素であると考えられる。この法服の帽には、後ろ中央に結び目を形作って二本の脚を垂下させると同時に、リボン状の布が左右のくぼみに沿って縫い留められている。その先は3cmほど縫い残されており、帽を被ると左右に跳ねて立体的に誇張されるものと思われる<sup>註5</sup>。この二脚は元来、前頭部で結ばれていた端の部分が形式化したものであろう。後部に垂れる二脚と合わせて四脚となり、まさに幞頭の形態的変遷を辿ってデザイン要素をアレンジしたものと解される。これらの造形からは、時代考証によって企画・設計・縫製されたものであることが窺われる。勅令・省令には被り物としての意味合いから「帽」と示されていたことに異論はないが、7世紀末頃に成立した黒色の漆紗冠の系統に類似する被り物ということになると、「冠帽」実際には「法冠」と呼ぶのが相応しいと思われる。

今日まで、旧法服も東京美術学校の制服も同様に伝聖徳太子像を想起させ、多くの人に奈良朝風俗を連想させた最大の要因は、この冠帽がその個性を発揮し、人々の視覚に強く訴えたことにある。

立体を構築するための設計と頑強な造形技術には、他に類を見ない手の込んだ手法が発見できる。例えば被らない時には平らに収納できる仕組みからみても、苦心の作といえそうである。

## おわりに

昭和女子大学光葉博物館所蔵の弁護士着用の上衣・帽を観察し、実測図を作成してみると、一部ではあるが、写真では得られない造形の有り様を可視化することができたように思われる。とくにこれまで旧法服の上衣を袍と称し、一部を除いて一般には「闕腋」の袍と解され<sup>註6</sup>、また両脇の襞についてはほとんど触れられてこなかったように思われるが、旧法服を、古典的な袍として捉えるのであれば「闕腋」ではなく「縫腋」の袍であることを改めて明確にしておきたい。この闕腋との解釈が多い要因として考えられることは、制定当時の制式雛形図では、袖下脇の裾への広がりのみで判断すると「闕腋」とも見え、また制式の規定には襞を有することが明記されていないためであろう。実は制式の雛形図には、前身と後ろ身の脇線の内側には3本の描線がある。これが襞表現といえ、このことは実在する原資料と照合して初めて理解されるのである。また、旧法服は朝服とは異なる形態であることは先に述べた通りであるが、覆い包む意味での袍と解することはできよう。また、袖と身頃がT字型の衣服形態は、原初的であり、日本の伝統に限らず、ダルマティカから派生したチュニック型の衣とも見え、異文化圏の宗教者の着装や法服など視野に入れて考えなければならないだろう。それらは身体を覆い包む着装によって個性を隠し、装飾などの標識を以って職種と身分を表した着衣形式と捉えられるからである。旧法服は、威儀を整える着装でありながら、帯も付けず、揃いの內衣も脚衣も規定せず、足さばきのよい構造であることから考えると合理的な着衣形式であったともいえ、東洋文化に影響を受けた日本の古典的造形を基盤としながらも欧米流の実用性を折衷し混交させ、新奇な服装としたことから「折衷衣冠」<sup>註7</sup>とも称されたのではないだろうか。

多方面から興味のつきない法服であるが、かつての法服が廃止された後も「法服」をキーワードとする記事が散見されることも注目に値する。それらの記事には上述の制式表や制定当時の関係者による回顧録などを史料とする論考、法廷における法服制度の是非論、法服着用の意義やその精神性についての議論も行われている<sup>註8</sup>。そのような視点から捉えてみると、現在にいたる「法服」が歴史的な表象として語り継がれてきたことに気付かされる。

法服の象徴性と機能は、服装の制度化に携わった人々の意思の表れであり、造形そのものを度外視してはならないことを改めて理解することができるが、本稿では外観的な造形性を考察するに留まった。旧法服決定までの経緯の探究が求められるところである。造形面からの史料としては、法服の具体的な様式決定に携わったとされる黒川真頼の著作の中から、『増補訂正 工芸志料』（宮内省博物館蔵版 明治21年再版）、『黒川真頼全集第四巻』（黒川眞道編 国書刊行会発行 明治43年）所収「日本風俗説」は基本的に精査しておく必要がある。例えば「日本風俗説」からは、擬作を伴う考証の方法が窺え、服飾を含む造形美術への詳細な研究内容が読み取れると考えるからである。今後、本資料が教育・研究に生かされるよう、別稿にて述べる機会が得られればと思う。

## 謝辞

本資料の調査に際し、昭和女子大学光葉博物館には格別のご高配を賜った。心より感謝申し上げます。

## 註

- 1) 刑部芳則『洋服・散髪・脱刀 服制の明治維新』講談社 2010.4 pp 205-208 他参照。
- 2) 明治22年の東京美術学校制服制定における規定については、岩崎雅美氏の論文（「近代制服にみる奈良朝デザイン—東京美術学校の制服誕生とその波及」 館野和己・岩崎雅美編 『古代服飾の諸相』東方出版 2009.3 pp 307-331, 「近代にイメージされた奈良朝服飾—東京美術学校の制服とその影響—」『服飾文化学会誌 Vol. 6 No. 1』服飾文化学会 2005.2 pp 7-19）が詳しい。ここでは、東京美術学校制服、明治23年制定の法服、京都市美術工芸学校の生徒の制服、奈良女子高等師範学校教官の職服のいずれもが共通して古代奈良朝風のデザインであるとの見解を述べ、それらが近代国家形成時に果たした役割について考察している。ただし法服については「(略) 判事・検事・裁判所書記の三種の制服が奈良朝のデザインである。制服のデザインをみると三種とも黒地で前中心が明きになり、立襟が付いた闊腋である。」（『古代服飾の諸相』pp 321-322）と述べ、明治26年制定の弁護士職服については岡倉一雄著『父岡倉天心』（中央公論社 1971.12 p 55）からの引用文内（同論文 p 316）のみの記述に留まっており、基本資料の提示を欠いているように思われる。岩崎氏の論考中、明治23年および26年に制定された法服との比較においてとくに具体的に好資料となるのは次の①～④の資料であり、上衣の形態的差異が観察できる。①明治22年5月10日『風俗画報』第4号の記事、②『東京芸術大学百年史 東京美術学校篇第一巻』から引用の明治22年2月8日制定と記す図、③茨城大学五浦美術文化研究所所蔵の制服（明治24年～29年に木村武山着用）と制帽（明治22年～27年下村晴三郎着用）の現存写真、④東京芸術大学所蔵の卒業記念写真類。上記のうち①の『風俗画報』の掲載記事は、以下のとおりである。同紙面に描かれた挿絵は図6を参照。

近来学校の服制一定せられて概ね洋服を用いる中で独り我国粹を保て一種の光彩を放ちたるものは東京美術学校の制服ならんか此服は欠腋と称し奈良朝前後の制服に基き長短宜きを取て作りたる新衣服なり帽子も同時代の冠を少しく改良して帽子とせしものなり職員及教員は服の色葡萄酒色にして地は綾織羅紗生徒は海藻色にして無地羅紗なり其形図の如しこれは本年二月憲法発布式の日初めてこれを着たるものにて当時六十余人の教員生徒整列して錦の旗を樹てたる様は誠にいみじき限りなりしと人々いひあへり聞く所によれば未不完全なところあるをもて猶改良さるゝ筈なりといふ

- 3) 馬場まみ氏は「近代における風俗史研究—古代服制研究の意義」（前掲書2） 館野和己・岩崎雅美編 『古代服飾の諸相』第三章 甦る奈良時代の服飾 所収）で、黒川真頼の業績をたどり、風俗史研究は国体形成の必要から行われ、「明治二十年前後からさまざまな分野で活用されていく。」としている。氏は、東京美術学校の制服、法務官の制服、明治20年の閣議で決定した日本銀行兌換券の肖像画（原画はすべて黒川真頼に

よるといふ)を、古代風俗の研究成果を服装に反映させて国粹主義的な思想を表明した事例として取り上げ、風俗史研究は国家形成と関わり、国家体系を浸透させるために活用された、と結論づけている。

- 4) ここでいう聖徳太子像とは、「聖徳太子及び二王子像」とも称され、1878年に法隆寺から皇室に献納され、宮中御物となっている唐本御影といわれる図像のことであろう。人物の冠、服装などの様式から、飛鳥時代の服装でないことは周知のことであり、制作年代は、着衣の様式、加えて法隆寺の再建がなされた時期との関連からも推測されている。現在、聖徳太子を描いたものかどうかは定かでないとされている。武官着用 of 袍に帯剣、頭に被る幞頭の形状から8世紀とするもの、あるいは平安時代以降の模倣という説もある。

江馬務氏は、著作(『江馬務著作集 第9巻』中央公論社 1977.10 pp 161-162)の中で、「あの冠の形式は(略)、漆紗冠の形式である。令にいわゆる「皂羅頭巾」に当たる。しかし太子はこの後ろに下っている燕尾(纓)を曲げて輪とし、冠の後ろでとめているのは、便宜上、臨時の措置であろうが、(略)正式のことではなかったのである。(略)」と考察し、上衣は上頸(詰襟式)、細い袖で、丈の長い闕腋袍(無襷衣・脇が開いている衣)、白の表袴をはき、革帯を締め、太刀を吊るし、笏を持ち、履をはいている、としている。さらにこの袍を朱華色(桃色系の色)として考えることから、「天武天皇十三年の服制であって、官吏の朝服(通常礼装)」とすることができる。しかし有襷衣(脇が縫われ裾つぎがある)ではなく無襷衣で脇が縫われていないことや頸に紐が結び垂れていないなどの着装から、上衣は私服で袴は正装となり曖昧な服装である、と考証している。この部分の参照史料として黒川真頼による『歴史風俗説』を上げていることは、黒川の風俗史研究の成果が、日本服飾史の基盤となってきたことを推察させる。

- 5) 布施柑治著『ある弁護士の生涯—布施辰治—』(岩波書店 1963.3)所収の布施辰治の口絵写真は、とくに帽、胸部の文様も鮮明(本資料と一致する)で、帽側面二脚は、左右に起きていることが確認できる。
- 6) 前掲書1) 刑部芳則『洋服・散髪・脱刀 服制の明治維新』、前掲書2) 岩崎雅美「近代制服にみる奈良朝デザイン—東京美術学校の制服誕生とその波及」『古代服飾の諸相』、前掲書2)「近代にイメージされた奈良朝服飾—東京美術学校の制服とその影響—」には「闕腋」としている。現在のところ、松本市歴史の里(旧長野地方裁判所)博物館、札幌市資料館、名古屋市市政資料館の収蔵品・複製品ともに脇は襷の襷が縫合されていることは確認されている。また、『増補版 服装大百科事典 下巻』(文化出版局 2002.4)の「ほうふく 法服」の項(p 328)では、太田臨一郎氏が解説とともに旧法服の着装図を掲載している。その両脇線の描写は闕腋というより襷表現と思われる。
- 7) 本稿3. 新聞に見る法服制定に関連する記事の3. 参照。
- 8) 三淵乾太郎「裁判用語の常識6 法服について」『法学セミナー』175号 日本評論社 1979.9 pp 40-42, 斎藤朔郎「法服論議」有斐閣編『ジュリスト』42号 有斐閣出版 1953.9 pp 24-26, 瀧川政次郎・菅原昌人「法服制度是非」『自由と正義』8(5) 日本弁護士連合会 1957.5 pp 12-17, 高梨公之「法服にいとむ話」雅粒社編『時の法令』697号 朝陽会 1969.12 pp 14-28等を参照。

#### 図版出典

写真1~3 筆者撮影

図2~5 筆者作成

図6 昭和女子大学図書館所蔵『風俗画報』第4号 東陽堂 明治22年5月 p 10

(あんぞう ゆうこ 歴史文化学科教授・近代文化研究所所員教授)